

議第40号

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の制定について

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例を次のように制定する。

令和3年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教職員（京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項第1号から第3号までの給料表の適用を受ける教職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された教職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する給料（条例第6条第2項に規定する給料月額の調整額を除き、条例附則第2項の規定に基づき給料として支給する額を含む。以下同じ。）の額について、条例の特例を定めるものとする。

(給料の額の特例)

第2条 令和3年7月1日（第1号に掲げる教職員にあっては、同年4月1日）から令和4年3月31日までの間における教職員の給料の額は、条例の規定にかかわらず、条例の規定を適用した場合にその者が支給を受けられることができる額から、当該額に次の各号に掲げる教職員の区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を減じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 条例第4条第1項第1号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が4級であるもの及び同項第2号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が4級であるもの 100分の5
- (2) 条例第4条第1項第1号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が

3級であるもの、同項第2号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が3級であるもの及び同項第3号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が4級又は5級であるもの 100分の3

- (3) 条例第4条第1項第1号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が2級又は特2級であるもの（職務の級が2級である教職員にあっては、号給が32号給より上位であるものに限る。）、同項第2号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が2級又は特2級であるもの（職務の級が2級である教職員にあっては、号給が20号給より上位であるものに限る。）及び同項第3号の給料表の適用を受ける教職員で職務の級が2級又は3級であるもの 100分の2.5

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

教職員（再任用教職員等を除く。）の給与の額の特例措置を講じる必要があるので提案する。